

令和2年度 事業計画書（案）

（1）共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項 目	組 合 員 数	農 作 物 共 済		
		水 稻		
		1 回作	2 回作	計
区域内の概数	戸 20,056	a 49,258	a 16,085	a 65,343
前年度引受実績	8,841	27,660	7,806	35,466
本年度引受計画	10,167	29,978	8,764	38,742
本年度予定引受率(%)	50.7	60.9	54.5	59.3

共済目的等 項 目	家 畜 共 済															
	死亡廃用共済										疾病傷害共済					
	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉 豚	種雄牛	計	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	種雄牛	計
区域内の概数	頭 3,100	頭 1121	頭 41,276	頭 33,362	頭 44	頭 162	頭 38,675	頭 150,703	頭 10	268,453	頭 4,221	頭 74,638	頭 206	頭 38,675	頭 10	頭 117,750
前年度引受実績	2,653	436	29,648	61,377	78	27	5,345	112	7	99,683	2,576	53,592	90	721	7	56,986
本年度引受計画	2,788	415	30,217	62,648	82	28	5,612	118	7	101,915	2,704	54,663	94	757	7	58,225
本年度予定引受率(%)	89.9	37.0	73.2	187.8	186.4	17.3	14.5	0.1	70.0	38.0	64.1	73.2	45.6	2.0	70.0	49.4

共済目的等 項 目	果樹共済(収穫)	畑作物共済	園 芸 施 設 共 済										任意共済	備 考
	収穫（全相殺）	全相殺	ガラス室	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス								計	建物	
	バインアップル	さとうきび	I・II類	I 類	II 類	III類	IV類甲	IV類乙	V 類	VI類	VII類			
区域内の概数	a	a	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
前年度引受実績		1,309,230 (H31年産) 560,347	0	0	5,028	2,306	2,520	363	113	1,764	130	12,224	20,056	
本年度引受計画		(R 3 年産) 792,100	0	0	525	684	567	188	43	476	4	2,487	1,582	
本年度予定引受率(%)		60.5%	0.0	0.0	17.1	38.2	31.5	62.3	55.8	47.6	8.5	30.1	8.4	

(2) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

ア 農作物・家畜・畑作物・園芸施設共済事業の規模

項 目 共済目的等		引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交付金又は 納入保険料 (E = B - D)	手持掛金 (F = A - D)	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国庫負担金 (B)	農家負担金 (C)				
農 作 物	水稲 1 回作	a 29,978	27,660	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		kg 714,110	658,656	132,218	3,647	1,824	1,823	443	1,381	3,204	
	水稲 2 回作	a 8,764	7,806						交付		
		kg 136,187	120,585	24,317	4,239	2,119	2,120	1,746	373	2,493	
	計	a 38,742	35,466						交付		
		kg 850,297	779,241	156,535	7,886	3,943	3,943	2,189	1,754	5,697	
家 畜 (新法適用)	死 亡 廃 用	頭	頭								
		搾乳牛	2,788	2,653	676,817	53,746	26,873	26,873	26,873	0	26,873
		育成乳牛	415	436	99,692	1,337	668	669	666	2	671
		繁殖用雌牛	30,217	29,648	7,686,760	158,423	79,210	79,213	79,247	-37	79,176
		育成・肥育牛	62,648	61,377	17,216,647	517,878	258,938	258,940	259,018	-80	258,860
		繁殖用雌馬	82	78	17,977	1,084	542	542	541	1	543
		育成・肥育馬	28	27	5,584	180	89	91	89	0	91
		種 豚	5,612	5,345	143,583	7,035	2,813	4,222	3,516	-703	3,519
		肉 豚	118	112	1,279	110	44	66	55	-11	55
		種雄牛	7	7	7,889	321	160	161	160	0	161
		小 計	101,915	99,683	25,856,228	740,114	369,337	370,777	370,165	-828	369,949
	疾 病 傷 害	乳用牛	2,704	2,576	41,535	26,123	13,061	13,062	4,373	8,688	21,750
		肉用牛	54,663	53,592	650,195	239,428	119,713	119,715	36,482	83,231	202,946
		一般馬	94	90	870	123	61	62	19	42	104
		種豚	757	721	575	46	18	28	9	9	37
		種雄牛	7	7	308	24	12	12	4	8	20
		小 計	58,225	56,986	693,483	265,744	132,865	132,879	40,887	91,978	224,857
	死廃・病傷合計		160,140	156,669	26,549,711	1,005,858	502,202	503,656	411,052	91,150	594,806

項 目 共済目的等			引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付金又は 納入保険料 (E = B - D)	手持掛金 (F = A - D)	備 考
			本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国庫負担金 (B)	農家負担金 (C)				
畑作物	さとうきび	2年産 (概算)	戸	4,587	4,703	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			a	475,128	560,347	4,680,328	278,058	152,929	125,128	104,043	48,886	174,015
		3年産 (計画)	戸	7,013	4,587							
			a	792,100	475,128	6,651,855	412,415	226,828	185,587	147,871	78,958	264,544
園芸施設	ガラス室	棟	I 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			II 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチックハウス	棟	I 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			II 類	858	525	527,672	51,481	25,738	25,743	9,034	16,704	42,447
			III 類	882	684	1,214,549	75,342	37,669	37,673	4,787	32,882	70,555
			IV 類甲	795	567	2,331,962	81,381	40,689	40,692	3,252	37,437	78,129
			IV 類乙	226	188	846,391	8,824	4,410	4,414	353	4,057	8,471
			V 類	63	43	281,751	888	441	447	146	295	742
			VI 類	840	476	1,251,637	43,182	21,588	21,594	3,571	18,017	39,611
			VII 類	11	4	5,834	331	164	167	48	116	283
	計			3,675	2,487	6,459,796	261,428	130,699	130,729	21,191	109,508	240,237
合 計			—	—	39,817,897	1,687,587	863,672	823,915	582,303	281,370	1,105,284	

イ 任意共済事業の規模

項 目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			再共済掛金 (C)	再共済 手数料 (D)	組合保留額 (A-B-C+D)	備考
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	純共済掛金	事務費賦課金 (B)				
共済目的等											
保険 関係	建物火災	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		1,676	1,582	29,931,000	7,557	4,156	3,400	2,267	918	2,808	
再共済割合 30%				再共済手数料 40.5%							

【参考資料】

農業共済事業の規模（支所別）

ア 農作物・家畜・畑作物・園芸施設共済事業の規模

項 目 共済目的等		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付金又は 納入保険料 (E = B - D)	手持掛金 (F = A - D)	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国庫負担金 (B)	農家負担金 (C)				
農作物（一回作）	北部支所	a 12,952	11,971	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		kg 333,013	307,780	61,940	1,681	841	840				
	中南部支所	a 227	91								
		kg 5,649	2,261	1,051	28	14	14				
	八重山支所	a 16,799	15,598								
		kg 375,448	348,615	69,227	1,938	969	969				
	計	a 29,978	27,660								
		kg 714,110	658,656	132,218	3,647	1,824	1,823	443	交付 1,381	3,204	
農作物（二回作）	北部支所	a 4,092	3,525								
		kg 76,535	65,918	13,043	2,313	1,156	1,157				
	中南部支所	a 0	0								
		kg 0	0	0	0	0	0				
	八重山支所	a 4,672	4,281								
		kg 59,652	54,667	11,274	1,926	963	963				
	計	a 8,764	7,806								
		kg 136,187	120,585	24,317	4,239	2,119	2,120	1,746	交付 373	2,493	
農作物（合計）	北部支所	a 17,044	15,496								
		kg 409,548	373,698	74,983	3,994	1,997	1,997				
	中南部支所	a 227	91								
		kg 5,649	2,261	1,051	28	14	14				
	八重山支所	a 21,471	19,880								
		kg 435,100	403,282	80,501	3,864	1,932	1,932				
	計	a 38,742	35,466								
		kg 850,297	779,241	156,535	7,886	3,943	3,943	2,189	交付 1,754	5,697	
家畜	死亡廃用	頭	頭								
		北部支所	26,015	25,384	6,786,202	191,830	95,433	96,397			
		中南部支所	26,534	25,928	7,130,488	221,693	110,638	111,055			
		宮古支所	22,011	21,566	5,342,637	146,080	73,039	73,041			
		八重山支所	27,355	26,805	6,596,901	180,511	90,227	90,284			
		計	101,915	99,683	25,856,228	740,114	369,337	370,777	370,165	交付 -828	369,949
	疾病傷害	北部支所	13,971	13,669	163,733	60,930	30,460	30,470			
		中南部支所	15,779	15,404	244,517	99,656	49,827	49,829			
		宮古支所	12,817	12,566	125,262	46,126	23,063	23,063			
		八重山支所	15,658	15,347	159,971	59,032	29,515	29,517			
		計	58,225	56,986	693,483	265,744	132,865	132,879	40,887	交付 91,978	224,857
	死廃・病傷合計		160,140	156,669	26,549,711	1,005,858	502,202	503,656	411,052	交付 91,150	594,806

(3) 引受計画と実施方策

① 農作物共済

- ア 関係機関と推進体制を構築し、説明会等を開催するとともに、戸別推進を行い引受の拡大に努める。
- イ 関係機関と連携し水田耕作者及び作付面積を適正把握し、細目データとの整合性を図り完全引受に努める。
- ウ 危険段階別共済掛金率を周知し、制度の公平感を高め、引受の拡大を図る。
- エ 基準収穫量の適正な設定のため、乾燥調製施設の施設計量結果及び耕地ごとの収量等級の見直しに向けて収量調査を実施する。
- オ 令和4年産からの一筆方式廃止に向けて、選択可能な引受方式等について周知する。
- カ 名護市、金武町及び石垣市を推進強化地区に設定し、引受の拡大を図る。

② 家畜共済

- ア 関係機関等との連携を強化し、畜産関係データ・業務の共有化等により引受計画の達成を図る。
- イ 家畜農家台帳の整備を行い有資格戸数及び頭数を把握し引受拡大を図る。
- ウ 生産者ニーズに即した生産獣医療体制を強化し、衛生管理、飼養管理等の巡回指導により農家の生産性の向上を図るとともに、八重山地区を重点地区とし、引受の拡大を図る。
- エ 危険段階別共済掛金率を周知し、制度の公平感を高め、引受の拡大を図る。
- オ 関係機関との緊密な協力関係を構築し、牛個体識別台帳の情報等により適正な牛の異動確認を実施する。
- カ 事業推進協議会や家畜診療所運営委員会等により、家畜診療所運営の強化、収支の安定を図る。

③ 畑作物共済

- ア 農業共済加入促進支援事業を活用し、農家支援と専属推進員の戸別訪問により引受拡大を図る。
- イ 関係機関と連携しながら生産者圃場植付調査（OCR調査）時の推進を継続し引受拡大を図る。
- ウ 戸別訪問を重点的に実施するとともに、講習会・説明会を開催し引受拡大を図る。
- エ 危険段階別共済掛金率を周知し、制度の公平感を高め、引受の拡大を図る。
- オ 引受強化のため未加入農家を対象に戸別訪問し引受拡大を図る。

④ 園芸施設共済

- ア 農業共済加入促進支援事業を活用し、農家支援と専属推進員の戸別訪問により引受拡大を図る。
- イ 有資格戸数及び施設棟数調査を継続実施し、園芸施設台帳の整備、更新を図る。
- ウ 関係機関と連携しながら法人組織の督励及び補助事業導入ハウスの完全引受に努める。
- エ 全職員体制による加入推進班を編制し引受拡大を図る。

- オ 戸別訪問を重点的に実施するとともに、講習会・説明会を開催し引受拡大を図る。
- カ 北部地区及び中南部地区を重点推進地区とし、本所他の支所からの応援により戸別訪問し引受拡大を図る。
- キ 生産部会等との集団加入の締結及び協定に基づく集団加入受付等を通じた新規加入の拡大を図る。
- ク 危険段階別共済掛金率を周知し、制度の公平感を高め、引受の拡大を図る。

⑤ 任意共済

- ア 有資格基準を遵守し、適正な引受に努める。
- イ 引受推進強化日の設定により継続者の確保と新規の加入推進に努め引受計画の達成を図る。
- ウ 継続申し込み特約を活用し、複数年契約を推進する。

(4) 損害評価の適正化の方策

① 農作物共済

- ア 定期的に見回り調査を行い、早期に被害状況及び肥培管理状況を把握し、損害評価の適正化を図る。
- イ 組合員からの被害申告の徹底化により評価の適正化を図る。
- ウ 収穫期の悉皆調査を徹底し、分割評価の適正実施により、損害高の適正化を図る。
- エ 損害評価員の検見眼の精度を上げるため、圃場にて現地講習会を開催する。

② 家畜共済

- ア 家畜共済の事務取扱要領に基づいた価額の設定により、損害評価の適正化を図る。
- イ 事故発生通知の徹底を周知し、損害評価の適正化を図る。
- ウ 指定・嘱託獣医師の集合審査を強化し、病傷給付の適正化を図る。
- エ 基準額の設定により肉皮等残存物価額又は廃用家畜の売渡価額の評価の適正化を図る。
- オ 電子カルテシステムの活用による家畜診療業務の迅速化及び適正化を図る。
- カ 牛の個体識別台帳の活用及び異動通知を徹底し、廃用事故損害評価の適正化を図る。

③ 畑作物共済

- ア 生産者圃場植付調査（OCR調査）と共済加入面積の照合により適正評価に努める。
- イ 組合員及び損害評価員の聞き取り調査を徹底し、適正評価に努める。
- ウ 抜き取り調査・見回り調査及び収穫期の悉皆調査を徹底し、評価の適正化と分割評価の徹底を図る。
- エ 組合員からの被害申告の周知徹底と評価の適正化を図る。

④ 園芸施設共済

- ア 台風接近前の全棟見回り調査を徹底し、台風通過後の損害評価の迅速化・適正化を図る。
- イ 台風接近時に、「農業災害対策本部」を速やかに設置し損害調査及び共済金の迅速・適切な支払に向けた損害評価体制の確立を図る。
- ウ 組合員からの被害申告の周知徹底と評価の適正化を図る。
- エ 本所・支所の合同評価により、損害評価の適正化及び迅速化を図り共済金の早期支払いに努める。

(5) 損害防止事業の実施方策

① 農作物共済

- ア 定期的な見回り調査で、早期に被害状況把握に努め、適期防除を行うよう組合員へ周知する。
- イ 関係機関及び生産者が行う、合同の防除組織に参画して被害防止に努める。
- ウ 登熟不良調査を行い、組合員へ注意喚起を行う。

② 家畜共済

- ア 特定損害防止事業を有効に活用し、特定疾病の事故防止に努める。
- イ ワクチン接種補助事業により肺炎・下痢等多発疾病の予防に努め事故低減を図る。
- ウ 養豚管理指導契約に基づき、衛生管理・飼養管理の定期チェック等を行い、事故率低減を図る。
- エ 子牛の生産向上モデル事業として早期妊娠鑑定等を実施し、組合員の更なる生産向上を図る。
- オ 地域の行政、生産団体、生産者との合同の防除組織に参画して地域との連携を強化し損害防止に努める。
- カ 伝染病等の発生があった場合には、県との連携・協力を密にし、情報収集に努め早期の収束を図る。
- キ 関係機関との連携による講習会等を開催し、飼養管理の改善による事故の低減及び増頭対策に努める。

③ 畑作物共済

- ア 市町村防除協議会に参加し、組合員へ適期一斉防除の取り組みの周知を図る。
- イ 専門家による栽培講習会を開催し、職員の資質向上と組合員への普及啓発を行う。

④ 園芸施設共済

- ア 関係機関との連携を図り、台風情報等の提供により事故防止に努める。
- イ 損害評価の適正化及び台風対策を徹底し、損害の減少及び未然防止に努める。
- ウ 専門家による台風対策に関する講習会を開催し、職員の資質向上と組合員への普及啓発を行う。
- エ 関係機関と連携し損害防止モデルを実施、被害の低減を図る。

(6) 収入保険事業の実施方策

- ① 収入保険事業を推進するため、関係機関と連携し、有資格農業者の把握と青色申告の促進に努める。
- ② 関係機関と緊密に協力、連携し、説明会を開催する。
- ③ 収入保険事業に関する相談窓口を引続き強化し、農業者への収入保険事業の普及に努める。
- ④ 関係機関からなる沖縄県収入保険推進協議会を設置し、更に加入推進を強化する。

(7) 執行体制の整備

① 事務執行体制の整備

- ア 事業計画を的確に遂行するため、理事会を四半期毎に開催し、各事業の進捗状況及び財務の検討を行い、事業の進展と業務の適正な運営に努める。また、必要に応じて随時開催する。
- イ 業務運営の適正を期すため、監事会を年2回開催し、必要に応じて随時開催する。定時監査は、4月又は5月及び10月又は11月に実施し、必要に応じて随時監査を行う。
- ウ 法令等遵守体制の確立と、組合の抱える各種リスクへの対応強化を図るため、内部監査を行う。内部監査は、原則として上半期、下半期に行い、必要に応じて随時監査を行う。さらに、内部監査体制の強化に努める。
- エ 本所及び支所における円滑かつ効率的な業務遂行に資するために、業務調整連絡会議を定期的に開催する。
- オ 各事業及び業務に係る事務処理の適正かつ迅速な執行を図るため随時担当者会議の開催を行う。

② 職員の人事配置及び人材育成

- ア 職員を適材適所に配置し、内部牽制機能を強化して、正確迅速な事務の執行を行う。
- イ 事務執行体制の強化を図るため、本所・支所間の人事異動を毎年度定期的の実施する。
- ウ 農業保険制度に対応できる職員の育成を図るため、人材育成基本方針等に基づき計画的な研修、講習会を実施するとともに、必要な資格の取得に努める。
- エ NOSAIの将来を担う人材育成、職務遂行能力の向上、適正な業務運営を図るため、農水省・NOSAI全国の実施する職員研修に積極的に参加する。
- オ 生産者ニーズに対応した家畜診療や生産獣医療体制を構築するため、関係機関と連携し計画的に獣医師の確保や研修に取り組む。

③ 共済部長の設置及び職務

- ア 加入促進を目的として全集落の地域のリーダーに委嘱し、関係機関協力のもと推進を図る。
- イ 加入申込書の配布、回収、損害通知の受理、共済事業加入推進の協力等、集落内の組合員との連絡に努める。

④ コンプライアンス態勢等の確立

- ア コンプライアンス・アクションプログラムを徹底強化する。
- イ 役職員へのコンプライアンス研修等を定期的実施する。
- ウ 不祥事未然防止マニュアルによる内部牽制の実施。
- エ 国・県の新型コロナウイルス対策方針等に沿って感染予防に努める。

⑤ 広報活動方策

- ア ホームページを活用し、農業保険制度について関係機関及び農家の理解を深める。
- イ 広報誌は年2回発行や、関係機関と連携した広報を行い、農家をはじめ、県民へ広報活動を強化する。
- ウ 各事業のチラシ、パンフレット等を作成し、農業保険制度の普及啓発を図る。
- エ 農業共済新聞普及拡大運動に沿った普及推進の展開により、基礎組織構成員の完全購読及び購読料の一部負担等により自主目標部数の達成を図る。
- オ 関係機関の総会等における農業保険制度の説明会、講習会を実施し、普及に努める。
- カ 広報担当者研修会及び講習会を通し、広報活動の重要性の周知に努め、広報活動の強化、活性化を図る。

(8) 予算統制の方策

- ① 行政庁の指導方針、法令、定款及び諸規則を遵守して予算執行を行う。
- ② 業務収支の健全化を図るため、事業の引受拡大による賦課収入の増収による収入財源の確保を図る。
- ③ 掛金、賦課金の早期完全徴収に努めるとともに、資金の状況を的確に把握し、効率的な資金運用に努める。
- ④ 事業計画に基づき、業務経費を計画的に支出し、予算の適正執行及び経費の節減に努める。
- ⑤ 業務経費の支出については、徹底した合理化に取組み費用対効果が得られるよう経済的合理性を確保する。